

後継者新事業展開支援モデル事業補助金交付要綱

令和5年4月1日

商工観光労働部商工政策課

(趣旨)

第1条 県は、地域に必要とされる中小企業等の廃業を防ぎ、安定的な雇用の場を確保することにより、将来にわたって活力が維持される地域の創出を図ることを目的として事業承継を推進するため、予算で定めるところにより、事業者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県内で事業を営む中小企業者のうち、法人で県内に主たる事業所を有する者又は個人で県内に住所及び主たる事業所を有する者であること。
- (2) 事業承継等を行うに当たり、引き続き県内で事業を営む者であること。
- (3) 支援機関の支援を受け、事業承継に取り組む後継者又は後継候補者であること。
- (4) 承認を受けた経営革新計画又は認定経営革新等支援機関の支援を受けた事業承継計画に基づき新事業活動を行う者であること。
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (7) 事業者の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (8) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りではない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 支援確認書（別記様式第3号）
- (2) 経営革新計画の承認証書及び申請書の写し又は事業承継計画書の写し
- (3) 直近1期分の決算関係書類
- (4) 法人にあつては履歴又は現在事項全部証明書、個人にあつては住民票（いずれの場合も、交付申請日から3か月以内のもの。写しでも可）
- (5) 第2条第5号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可）
- (6) 第2条第6号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第4号）（交付申請日から6か月以内のもの）
- (7) 第2条第7号に係る誓約書（別記様式第5号）
- (8) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) 同種の国や県などの補助金等を受けている又は受ける予定となっていないこと。
- (3) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知

を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 実施時期の変更等の事業の趣旨を変えない事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の合計額の20パーセント以内の減額

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は収支予算書の内容を変更しようとするとき 変更承認申請書(別記様式第6号)
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき 補助事業遂行困難等報告書(別記様式第7号)及び補助事業の遂行状況を記載した書類

(状況報告)

第10条 知事は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体等に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、精算払により交付する。

- 2 補助事業者は、この補助金を請求しようとするときは、精算払請求書(別記様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の2月28日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
- (2) 収支決算書(別記様式第2号)
- (3) 支払いを証する書面の写し(領収書等)
- (4) 事業の実施を証明する書類(証拠書類)
- (5) その他知事が必要と認める書類

- 2 第3条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の

申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、第3条ただし書に規定する事業主体に係る部分における当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

- 3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（書類の提出部数等）

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の予算に係る後継者新事業展開支援モデル事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の予算に係る後継者新事業展開支援モデル事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の予算に係る後継者新事業展開支援モデル事業補助金から適用する。

別表（第3条関係）

区分	補助対象経費	補助率
後継者新事業 展開支援モデル事業	補助対象事業者が、承認を受けた経営革新計画又は認定経営革新等支援機関の支援を受けた事業承継計画に基づき、新事業活動を行うために要する以下の経費 店舗等借入費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費（国内・外国特許等取得費）、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、会場借料費、外注費、委託費	2分の1以内 （上限100万円）